

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第 42 号(2019 年 2 月)

📎📎 << - - - 承認と放棄 - - - >> 📎📎

📍 [財産・債務の引継ぎ方法]

相続が発生すると、その相続人は相続が発生した瞬間から被相続人に帰属する一切の財産と債務を当然に引き継ぐ事となり、その方法には次の 3 つの選択肢があります。

- 単純承認
- 限定承認
- 放棄

📍 [単純承認]

単純承認とは、被相続人に帰属する一切の財産と債務を無制限に引き継ぐ方法です。

単純承認をした場合、財産を引き継ぐ分には困る事は無いと思いますが、引き継ぐ債務の方が多き場合には相続人固有の財産から自腹を切って弁済する必要が生じてしまいます。

📍 [限定承認]

限定承認とは、相続によって得た財産を限度としてのみ、被相続人の債務弁済を了承して相続を受諾する事をいいます。

限定承認は、相続財産の方が相続債務よりも多ければ、その余りを貰い、逆に相続債務の方が多ければ、相続人が自腹を切ってまで弁済する必要は無いとする最もドライな相続方法と言えます。

📍 [相続の放棄]

相続人は、相続する事を放棄することも出来ます。相続を放棄した者は、被相続人の財産を 1 円たりとも貰えなくなります。

その代わりに、被相続人に莫大な債務があったとしても 1 円たりとも負担する必要はありません。よって、被相続人が明らかに債務超過であり、相続後に莫大な債務弁済が待ち構えているような場合には、相続を放棄した方が賢明と言えるでしょう。なお、相続を放棄する場合には、

自分が相続人となった事を知った日から 3 ヶ月以内（考慮期間といいますが）に相続を放棄する旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。

📍 [単純承認とみなす場合]

次に掲げる事実が生じた場合には、単純承認をしたものとみなされます。（民法第 921 条）

■ 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。（保存行為に該当する処分を除きます）

■ 相続人が考慮期間内に限定承認又は相続放棄をしなかったとき。

■ 相続人が限定承認又は相続放棄をした後であっても相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私的にこれを消費し、又は、悪意でこれを財産目録中に記載しなかったとき。

被相続人が相当な債務超過に陥っている場合において、相続財産を意図的に処分したりすると、その処分した相続人は単純承認をしたものとみなされて、莫大な債務弁済を強いられる事になりますから注意が必要です。

📍 [考慮期間の実務]

考慮期間の原則は、『自分が相続人となった事を知った日から 3 ヶ月以内』ですが、いくら相続の開始があった事を知ったとしてもその被相続人の財産や債務がどれ位あるのかを知らなければ、単純承認をすれば良いのか？ 限定承認をすれば良いのか？ それとも相続放棄をすれば良いのか？ の判断が出来ません。

そこで、相続放棄の実務においては、相続の開始があった事を知った日から 3 ヶ月を経過してしまっても『被相続人の財産や債務の状況を知ってから 3 ヶ月以内』であれば、相続放棄の申述が認められるケースが多いようです。

📍 [終わり] 📍